

一般社団法人日本クラウドセキュリティアライアンス 会員規約

制定日：2014年1月10日
一部改訂・施行：2016年3月11日
一部改訂・施行：2016年12月9日

第1章 総則

第1条 (目的)

この規程は、一般社団法人日本クラウドセキュリティアライアンス（以下当法人という）の会員区分ならびに会員の権利義務に関する事項について定める。

第2条 (会員区分)

当法人の会員として、正会員、連携会員および特別会員の区分を設ける。

2 正会員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下社団法人法という）に定める社員とし、当法人を構成する。

3 連携会員は、第3章に規定するところに基づき、一定の条件と一定の範囲において当法人の活動に参加する。

4 特別会員は、第4章に規定するところに基づき、一定の条件と一定の範囲において当法人の活動に参加または支援する。

第2章 正会員の権利義務

第3条 (正会員)

当法人の正会員として、以下の会員区分を設ける。

- (1) 企業会員 日本国内で事業を営む法人で、当法人の目的に賛同し、その活動に参加する意思のあるもの
- (2) 個人会員 クラウドコンピューティングのセキュリティに関心を持つ個人で、当法人の目的に賛同し、その活動に参加する意思のあるもの

第4条 (入会)

正会員になるもののうち企業会員は、当法人所定の様式による申込みをし、理事会の承認を得るものとする。

2 会員になるもののうち個人会員は、理事会が定める手続きにより申込を行い、会費を納入することにより会員となることができる。この手続きを経た個人会員は、定款第8条2項に定める理事会の承認があったものと見なす。

第5条 (会費)

正社員は、当法人の活動に要する費用を支弁するために、年度ごとに別紙1に定める会費を負担する。

ただし、理事会により会費の一部または全部の免除もしくは徴収猶予の決定があった場合はこの限りでない。

2 納入された会費は、退会、除名その他の理由により会員でなくなった場合その他理由の如何を問わず、返却しない。

3 入会を承認された会員が、会費を納入することなく、退会その他の理由により会員でなくなった場合も、既に発生した会費の納入義務を免れない。

ただし、理事会において特段の決定があった場合は、その決定した処によるものとする。

4 会費の負担義務は、新規に会員になったものは入会承認の日に、前年度から継続して会員であるものは新年度の開始の日に、当該年度について発生するものとする。

第6条 (会費の支払)

前条の会費は、当法人が定めるところに従い、2項もしくは3項で定める期日までに、指定口座への振込またはその他の方法により支払わなければならない。

2 企業会員の会費は、新たに会員となったものは理事会承認の日から2ヵ月以内に、前年度から継続して会員であるものは毎事業年度開始の日から2ヵ月以内に支払わなければならない。

3 個人会員の会費は、新たに会員となったものは理事会が定める手続きにより、前年度から継続して会員であるものは新年度開始の日から2ヵ月以内に支払わなければならない。

4 前項の期日までに会費の納入がなかった会員に対しては、6ヵ月の猶予期間を設けて督促を行い、それでも納入がない場合には、6ヵ月間会員資格を停止する。これらの措置によっても解決されない場合には、理事会の決議により強制退会とする。さらに、会費の滞納が2年に及んだ場合は、定款第12条の規程により当該会員は自動的に会員資格を喪失するものとする。

第7条 (入会金)

企業会員は、当法人への入会に際して別紙1に定める入会金を納入しなければならない。ただし、設立時社員である企業会員ならびに理事会で免除が承認された場合を除く。

2 前項による入会金は、当法人の会計に組み入れ、活動のための資産の購入または費用に充当する。

3 納入された入会金は、退会、除名その他の理由により会員でなくなった場合その他理由の如何を問わず、返却しない。ただし、錯誤による場合を除く。

第8条 (会費および入会金の額の改訂)

別紙1に定める会費ならびに入会金の額を変更する場合は、定款第9条2項に基づき、社員総会による議決を要するものとする。

第9条 (会員の権利)

正会員は、以下の権利を有する。

- (1) 社員総会における議決権。ただし、議決権の数は、個人会員は1会員につき1個とし、企業会員は、その会費年額の倍率と同じ個数とする。
- (2) 当法人の役員となる権利。なお企業会員はその役員・従業員その他支配関係にある者から、当法人の役員となる個人を推薦する権利を有する。
ただし、役員が定款に定める定員に達している場合はこの限りでない。
- (3) 当法人の部会、ワーキンググループ、勉強会、交流会、メーリングリスト等の活動に参加する権利。

第10条 (会員の義務)

正会員は、以下の義務を負担する。

- (1) 会費の負担および納入
- (2) 企業会員にあつては、入会に際し入会金を支払うこと
- (3) 当法人の活動に積極的意思をもって参加すること
- (4) 第11条に定める会員の行動規範を遵守し、当法人の価値の増進に努めること
- (5) そのほか、当法人が会員への通知もしくはホームページへの掲載により、会員の義務として遵守を求めた事項

第11条 (会員の行動規範)

正会員は、以下の事項を遵守し、当法人ならびに **Cloud Security Alliance** の活動に積極的に参加することにより、その価値を高め、社会に貢献する取組みの一端を、積極的に担わなければならない。

- (1) **Cloud Security Alliance** の設立の理念 (mission statement) を共有し、その提供する価値を、自らが参加する場等で広め、周知すること
- (2) 当法人の目的を共有し、事業に参加することにより、クラウドコンピューティングの提供と利用に関わる存在に対して、セキュリティ面の価値を提供し、クラウドコンピューティングの推進に貢献すること
- (3) 当法人の活動の質的・量的拡大に資する行動をとり、組織の運営と活性化のために、自らの能力と立ち位置に応じて、積極的に役割を果たすこと
- (4) コンピューティング、通信、情報のセキュリティを脅かす脅威に対処し、コンピューティング、通信、情報のセキュリティを向上させ、その安全安心な利活用に向けての取組みの一端を担うこと
- (5) これらの活動や目的に反する行為を慎み、またそのような行為の抑制に努めること

第12条 (退会)

正会員は、定款に定める除名または社員の資格喪失に該当したときは自動的に退会し、また定款に定める任意退社により退会することができる。

2 理事会の定める入会手続きを経て会員となった個人が、反社会的勢力の一員であること、もしくは反社会的勢力に関わる者として排除すべきと法令または条例で指定するものに該当することが判明した場合は、自動的に、定款第10条(除名)の規定に該当するものとする。

第3章 連携会員

第13条 (連携会員)

当法人の目的または活動に賛同し、協力・友誼・連携等を希望する、営利活動を目的としない法人または団体を連携会員として受け入れることができる。

2 連携会員またはその所属する法人もしくは個人は、運営委員会の承認を得て、第9条(3)号に示す活動に参加することができる。

3 前項の定めを除き、連携会員またはその所属する法人もしくは個人は、第9条に規定する会員の権利((3)号を除く)を有しない。

第14条 (互恵の原則)

連携会員としての受け入れは、互恵を旨とし、当法人も相手側法人の同種の参加資格を同時に獲得できる旨の相互了解または協定を行うことを原則とする。この場合において、会費ならびに入会金その他の金銭の負担については、相互に求めないことを原則とする。

第15条 (連携会員の入会)

連携会員としての入会の申込みを受けた場合は、前条、前々条の趣旨を踏まえ、運営委員会で審議検討の上、入会の承認を行うものとする。

第16条 (連携会員の会費及び入会金)

連携会員の会費および入会金は、無料とする。ただし、連携会員となる法人・団体の規程等により、当法人が相手方の会費・入会金その他の金銭の負担を負うことが避けられない場合は、互恵の原則に基づき、理事会の決定により、当法人も相手方に相応の会費・入会金その他の金銭の負担を求めることができる。

第17条 (連携会員の退会)

連携会員の退会は、相手組織の消滅により自動的に退会となる他、相手組織からの申し入れによる場合、相互の利益が得られなくなったと判断される場合、相互もしくは一方が目的を達したと判断される場合に、運営委員会の決定により行う。

第4章 特別会員

第18条 (特別会員)

当法人は、当法人の運営および活動に資する期待の下に、以下の個人を特別会員として指名しまたは受け入れることができる。

- (1) 当法人の役員、役職者もしくは運営委員で、個人会員でない者または個人会員でなくなった者
- (2) 過去において当法人の役員、役職者若しくは運営委員であった者で、個人会員でない者または個人会員でなくなった者
- (3) クラウド、セキュリティまたはそれらに関連する分野において、相当の活動実績または社会的評価を持つ者で、当法人の役員、役職者もしくは運営委員による推薦があった者

第19条 (特別会員の入会)

前条に該当し、特別会員として受け入れ、または委嘱すべきと理事会または運営委員会が判断し

た場合、当該個人に特別会員として入会することを要請し、同意が得られた場合は、特別会員として入会を受け入れる。

2 特別会員には、社員総会における議決権を付与しない。

第20条 (特別会員の会費、入会金および報酬)

特別会員の会費および入会金は、無料とする。特別会員には、特別会員であることに対する報酬は支払わない。ただし、他の行為等に対する報酬の支払いを妨げるものではない。

第21条 (特別会員の貢献)

特別会員は、理事会または運営委員会の求めに応じ、その会議もしくは社員総会に出席して意見を述べるができる。

2 特別会員は、自ら必要もしくは適当と判断した場合は、社員総会、理事会または運営委員会に出席して意見を述べるができる。

第22条 (特別会員の退会)

特別会員は、本人から申し出があった場合、または、理事会が退会が相当と議決した場合に、退会する。

附則

1. この規約は、当法人の「規程」とする。

2. この規約の改廃は、理事会の決議によるものとする。
ただし、別紙1の改廃は社員総会の決議によるものとする。

3. この規約は、2014年1月10日に制定し、即日実施する。

4. この規約の制定・実施に伴い、2013年12月3日に策定し、即日実施された「会員および会費規程」は廃止する。

5. この規約の別紙1は、2013年12月3日に「会員および会費規程」に書き込まれる形で制定され、同日から有効であり、本規約に別紙として収録されることにより、有効に存続する。

6. この規約は、2016年3月11日に一部改訂し、即日実施する。

7. この規約は、2016年12月9日に一部改訂し、即日実施する。

以上

[別紙 1]

1. 会員が負担する会費の額

企業会員 年額 20万円

ただし、当法人の年度の後半以降に入会する場合は以下の通り減免する。

入会月	当該年度の会費
12月	10万円
1月	8万円
2月	6万円
3月	4万円
4月	2万円
5月	免除

個人会員 年額 5千円

入会の時期に拘わらず、同額とする。

2. 企業会員が負担する入会金の額

企業会員入会時の当法人の年度により、以下の額とする。

- (1) 当法人の初年度に企業会員となるもの 5万円
- (2) 当法人の2年度に企業会員となるもの 10万円
- (3) 当法人の3年度以降に企業会員となるもの 15万円

附1. 2013年12月3日 本別紙に定める額を決定

附2. 2014年1月10日 社員総会の議決を経て定款準拠の形で再決定

附3. 2016年12月9日 年度後半に入会する企業会員の当該年度の会費を減免（理事会議決）

以上